

第 48 回 筑波大学雙峰祭

雙峰祭ガイドンス
オンライン企画用

筑波大学学園祭実行委員会

企画応募の流れ

企画登録

企画登録は雙峰祭オンラインシステムにて行っていただきます。以下の URL からアクセスし、必要事項を入力してご登録ください。

<https://online.sohosai.com>

企画募集期間

企画募集期間は、一般企画・ステージ企画ともに以下の日程でございます。

募集開始： 4月 25日(月) 18:30

募集終了： 5月 13日(金) 23:59

ユーザー登録

雙峰祭オンラインシステムにアクセス後、まずはユーザー登録を行っていただきます。その際、以下の点にご注意ください。

- メールアドレスは**大学から発行された tsukuba.ac.jp で終わるもの**をご使用ください。
- 学生の方は @s.tsukuba.ac.jp で終わるもの**をご使用ください。

企画責任者・副企画責任者

企画団体には、企画責任者・副企画責任者を 1 名ずつ選出していただきます。企画応募の締切までに雙峰祭オンラインシステムにて企画責任者・副企画責任者をご登録ください。ただし、企画責任者・副企画責任者は以下の条件をすべて満たしている必要がございます。

- 本学の学生または教職員であること
- 少なくとも一方が本学(大学院を含む)の学生であること
- 企画応募から学園祭当日にかけて、電話・メールで確実に連絡が取れること。**

※ 1つの企画の企画責任者・副企画責任者になった方は他の企画団体の企画責任者・副企画責任者になることはできません。

企画名・企画団体名

企画名は **22** 文字以内、企画団体名は **25** 文字以内で申請を行ってください。

※ 半角・全角英数字及び半角記号は、3文字で仮名2文字としてカウントいたします。
例えば、「EAT」は2文字としてカウントいたします。

オンライン一般企画学術参加枠

一般企画学術参加枠とは、本学において行われる研究等の学術的活動に関連した企画のうち、企画応募から学園祭当日の運営までを各自で行う企画のことです。

参加方法

一般企画学術参加枠として参加をご希望の場合、企画応募時に雙峰祭オンラインシステムの「学術参加枠での参加を希望する」というチェックボックスを選択してください。

認可の流れ

一般企画学術参加枠としての企画実施をご希望の場合、一般企画学術参加枠の趣旨に則す企画であるかを審査するため、企画内容の学術性について学実委にご説明いただきます。

優遇措置

オンライン一般企画学術参加枠として参加する企画団体に対し、学実委は以下のような優遇を実施いたします。

- オンライン物品販売を行わない場合**、企団給の物品支給の優遇
- 学実委による雙峰祭公式 Web サイト及び雙峰祭公式パンフレット等での企画の宣伝
- 当日の生配信が可能
- 事前収録時の教室の優先利用

お問い合わせ先

ご質問・ご意見等ございましたら、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

project48th@sohosai.com

宣伝規定

学実委は、円滑な学園祭の運営のため、宣伝活動を規制しております。学実委の管理する場所・媒体において企画団体が宣伝活動を行う場合、事前に申請し、学実委から許可を得る必要があります。

宣伝活動の定義

今年度の学園祭における「宣伝活動」を以下のように定義いたします。

企画団体が企画に関する情報を何らかの媒体を通して学内外に発信し、不特定多数に周知を図ること

宣伝活動の場所・媒体

学実委の管理する場所・媒体の例として、学内におけるポスターの掲示が挙げられます。なお、今年度より宣伝演奏を廃止いたします。

宣伝活動の期間

学実委の管理する場所・媒体において企画団体が宣伝活動を行える期間は、許可を得た日から学園祭終了日(11月6日)までといたします。

宣伝活動に関する申請

宣伝活動に関する申請には、事前宣伝申請・当日宣伝申請の2つがございます。宣伝活動に関する許可はこの期間のみで実施いたします。学実委の管理する場所・媒体において、許可を得ずに宣伝活動を行うことはできません。なお、昨年度より一次宣伝申請を廃止しております。

申請の期間

宣伝活動に関する申請には、事前宣伝申請・当日宣伝申請の2つがございます。宣伝活動に関する申請は、基本的に次の期間にのみ受け付けいたします。

事前宣伝

10月4日(月)～11月3日(木)

当日宣伝

11月4日(金)～11月6日(日)

許可証の配付

申請されたポスターが規定に則っていた場合、許可証を配付いたします。**右下の枠内に許可証が存在するポスターのみ**、掲示を許可いたします。

期間外の申請

宣伝活動に関する申請は、基本的に定められた期間内でのみ受け付けます。しかし、掲示物・宣伝媒体制作上の都合等により、定められた期間での申請が困難な場合は、学実委にご相談ください。

申請上の注意

申請を受けてから許可を出すまでに、時間がかかる場合がございます。**また、規定に違反している等の理由で、許可をお出しできない場合がございます。**

学実委の管理しない場所・媒体での宣伝活動

学実委の管理しない場所・媒体の例として、学外におけるポスター・チラシの掲示・配布、Web サイト・SNS を利用した情報発信等がございます。

学実委の管理しない場所・媒体での宣伝活動につきましては、企画団体の責任の範囲内において、管理している組織等に許可を得て正規の方法に則るとともに、公序良俗に反しない範囲内で行っていただきます。

事前収録を実施する企画団体向けの感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

以下に示す取り組みは、学園祭当日に限らず、当日に向けた準備や実施後の片づけにわたり、学園祭に関する全ての場面で取り組んでいただく必要がございます。

- マスクの常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声での発声の自粛・咳エチケットの徹底
- 接触確認アプリ(COCONA)といばらきアマビエちゃんの活用
- ソーシャルディスタンス(最低 2m)の確保
- 30 分間隔での換気、可能であれば常時の換気が望ましい。
- 対面活動における参加者の記録
- 収録日前 2 週間分の健康観察記録表の提出
- 検温等による体調管理の励行と以下に該当する場合の自宅待機・医療機関受診の徹底
 - 発熱(37.5℃以上)・咳・呼吸困難・強い倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚障害・嗅覚障害・関節痛・筋肉痛・下痢・吐き気・嘔吐等の新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状が複合的に現れている場合
 - PCR 検査等で陽性と判明した場合
 - PCR 検査等で陽性と判明した者との濃厚接触が確認され、なおかつ当該人物との最終接触日の翌日から起算して 7 日間が経過していない場合
 - 過去 7 日間以内に日本へ帰国した場合及び帰国した者の濃厚接触者にあたる場合
 - 新型コロナウイルスに感染した可能性が高い状況に置かれた場合

その他

- 感染症対策に起因する物品の破損やトラブルが発生した場合、学実委はその責を負いません。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に明らかな欠陥がある場合等には、企画中止も含めた厳しい対応を取る可能性がございます。
- 感染症対策を徹底する観点から、学実委では企画責任者本人確認の際に、全企画の感染症対策を確認いたします。
- ご質問・ご意見等ございましたら、以下のメールアドレスにご連絡ください。

project48th@sohosai.com